

【改定前】 邑楽町

料金は、次の表に定める額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

用途別	口径別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	1,300円	10立方メートルまでは基本料金に含む 11立方メートルから20立方メートルまで 130円 21立方メートル以上 140円
	20ミリメートル	1,400円	
	25ミリメートル	1,800円	1立方メートルから50立方メートルまで 140円
	30ミリメートル	3,600円	51立方メートルから100立方メートルまで 150円
	40ミリメートル	5,000円	101立方メートル以上 160円
	50ミリメートル	7,000円	
	75ミリメートル	10,000円	
	100ミリメートル	12,000円	
臨時用		2,500円	1立方メートルから 200円

備考

- 1 一般用とは、臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。

【改定前】 邑楽町

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m³の場合
55m³ ÷ 2 = 27m³ 余り1m³

①27m³の計算

基本料金	1~10m ³	=	1,400円
従量料金	11~20m ³ (10m ³ × 130円)	=	1,300円
	21~27m ³ (7m ³ × 140円)	=	980円
計		=	3,680円

②27m³ + 1m³ = 28m³の計算

基本料金	1~10m ³	=	1,400円
従量料金	11~20m ³ (10m ³ × 130円)	=	1,300円
	21~28m ³ (8m ³ × 140円)	=	1,120円
計		=	3,820円

③合計

(3,680円 + 3,820円) × 110 / 100 = 8,250円
(10円未満切り捨て)